

砂防事業等の計画段階評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づき、砂防事業、地すべり対策事業（以下、「砂防事業等」という。）の計画段階評価を実施するための運用を定め、もって適正に計画段階評価を実施し、砂防事業等の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 計画段階評価の対象とする事業の範囲

砂防事業等のうち、以下の事業を除く全ての直轄事業を対象とする。

- (1) 砂防激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る緊急事業
- (2) 砂防管理
- (3) 災害復旧に係る事業

第3 計画段階評価を実施する事業

1 計画段階評価の単位の取り方

原則として、以下のとおりとする。

- (1) 砂防事業については、水系、山系や幹川等の単位
- (2) 地すべり対策事業については、施工区域単位

2 評価の実施時期

砂防事業等においては、新規事業採択時評価の手続きの着手前までに実施することを原則とする。ただし、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

第4 計画段階評価の実施

(1) 評価の実施主体

地方整備局等を基本とする。

(2) 資料の提出先

計画段階評価に係る資料について、本省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（以下「砂防計画課」という。）に提出するものとする。

(3) 都道府県からの意見聴取

砂防事業については砂防法（明治30年法律第29号）第14条第2項及び第17条、地すべり対策事業については地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第28条第1項、第2項及び第3項の規定により費用を負

担することになる都道府県の意見を聴くものとする。

第5 計画段階評価の手法

砂防事業等については、原則として以下の項目に基づいて計画段階評価を実施するものとする。

(1) 流域の概要

- ・水系・山系の特徴
- ・対策の経緯 等

(2) 課題の把握、原因の分析

(3) 政策目標の明確化、具体的な達成目標の設定

① 達成すべき政策目標

② 具体的な達成目標

(4) 複数案の提示、比較、評価

本項目においては、政策目標に応じて幅広い案を複数検討することとする。案が多い場合には、概略評価を行い2～5案程度を抽出して総合評価を行うこととする。

第6 施行

本細目は、平成27年8月25日から施行する。

